

令和3年度滋賀県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業 費補助金交付要綱

(目的)

第1条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染の如何に関わらずサービスの継続が求められることから、知事は、介護サービス事業所・施設が感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援するため補助金を交付するものとし、その交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象および交付額)

第2条 この補助金の交付対象事業者、交付額および交付対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付対象者は、別表の第1欄に定める事業所・施設とする。
- (2) 補助金の交付対象経費は、前号の事業所・施設における令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用（消費税および地方消費税を除く）とする。
- (3) 補助金の交付額は、第1号の事業所・施設ごとに、別表の第2欄に定める基準額と前号に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業所・施設は、交付申請書兼実績報告書（様式1・様式2）により、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定および補助金額の確定等)

第4条 知事は、交付申請書兼実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められた時は規則第4条および規則第13条に基づき補助金の交付を決定の上、補助金額を確定し通知する。

(交付申請の取下げ)

第5条 補助申請者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(標準事務処理期間)

第6条 規則第4条および規則第13条の規定による補助金の交付の決定および額の確定は、規則第3条および規則第12条の規定による申請および報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(補助金事業における帳簿の備付等)

第7条 帳簿および証拠書類は、当該事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金事業における財産の管理)

第8条 事業により取得し、または効用が増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的運用を図らなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請および実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第10条 規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行し、令和3年10月1日以降の事業に適用する。

(別表)

1. 事業所・施設(※1)			2. 基準額			
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	10,000	/事業所	
	2		大規模型(I)	15,000	/事業所	
	3		大規模型(II)	20,000	/事業所	
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		10,000	/事業所	
	5	認知症対応型通所介護事業所		10,000	/事業所	
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	10,000	/事業所	
	7		大規模型(I)	15,000	/事業所	
	8		大規模型(II)	20,000	/事業所	
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所		10,000	/事業所	
	10	短期入所療養介護事業所	定員20人以下	5,000	/事業所	
	11		定員21人以上	10,000	/事業所	
訪問系	12	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下	10,000	/事業所	
	13		訪問回数1,201回以上2,000回以下	15,000	/事業所	
	14			訪問回数2,001回以上	20,000	/事業所
	15	訪問入浴介護事業所		10,000	/事業所	
	16	訪問看護事業所		10,000	/事業所	
	17	訪問リハビリテーション事業所		5,000	/事業所	
	18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		10,000	/事業所	
	19	夜間対応型訪問介護事業所		10,000	/事業所	
	20	居宅介護支援事業所		10,000	/事業所	
	21	居宅療養管理指導事業所		5,000	/事業所	
	多機能型	22	小規模多機能型居宅介護事業所		10,000	/事業所
23		看護小規模多機能型居宅介護事業所		10,000	/事業所	
入所施設・居住系	24	介護老人福祉施設	定員39人以下	30,000	/施設	
	25		定員40人以上49人以下	40,000	/施設	
	26		定員50人以上69人以下	50,000	/施設	
	27		定員70人以上89人以下	60,000	/施設	
	28		定員90人以上	70,000	/施設	
入所施設・居住系	29	地域密着型介護老人福祉施設	定員19人以下	10,000	/施設	
	30		定員20人以上	20,000	/施設	
	31	介護老人保健施設	定員39人以下	30,000	/施設	
	32		定員40人以上49人以下	40,000	/施設	
	33		定員50人以上69人以下	50,000	/施設	
	34		定員70人以上89人以下	60,000	/施設	
	35		定員90人以上	70,000	/施設	
	36		定員29人以下	30,000	/施設	
	37	介護医療院	定員30人以上39人以下	40,000	/施設	
	38		定員40人以上49人以下	50,000	/施設	
	39		定員50人以上69人以下	60,000	/施設	
	40		定員70人以上	70,000	/施設	
	41		定員29人以下	30,000	/施設	
	42		定員30人以上39人以下	40,000	/施設	
	43	介護療養型医療施設	定員40人以上49人以下	50,000	/施設	
	44		定員50人以上69人以下	60,000	/施設	
	45		定員70人以上	70,000	/施設	
	46	認知症対応型共同生活介護事業所	定員14人以下	10,000	/事業所	
	47		定員15人以上	15,000	/事業所	
	48	特定施設入居者生活介護事業所	定員19人以下	10,000	/事業所	
	49		定員20人以上39人以下	20,000	/事業所	
	50		定員40人以上59人以下	30,000	/事業所	
	51		定員60人以上69人以下	40,000	/事業所	
	52		定員70人以上89人以下	50,000	/事業所	
53	定員90人以上99人以下		60,000	/事業所		
54	定員100人以上		70,000	/事業所		
55	定員19人以下		10,000	/事業所		
56	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	定員20人以上	20,000	/事業所		
対象経費	令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用(消費税および地方消費税を除く)					
補助金額	・1事業所・施設につき基準単価まで補助することができる。 ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。					

- ※1 事業所・施設について、令和3年10月から12月までの間に指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により補助する。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により補助する。
 - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助金の申請時点で判断する。
 - ・訪問介護の訪問回数については、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
 - ・短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護事業所の定員については、助成の申請時点で判断する。
- ※2 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。
- ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
 - ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
 - ・訪問看護事業所
 - ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
 - ・居宅療養管理指導事業所
 - ・介護療養型医療施設